

次に、議席13番、木村信一君。

〔13番 木村信一君登壇〕

○13番（木村信一君） 皆さん、改めましてこんにちは。先ほどは大雨の中、ちょうど皆さんがこちらに向かっているときに大雨だったと思います。また、皆さんの足元を心配するとともに、私、降りが強かったので、境町の冠水場所がまたちょっとということで、いや、本当に心配したところでございます。

それでは、入らせていただきます。傍聴者の方には、本当に大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

議席13番、木村信一です。議長のお許しをいただきましたので、これより質問をさせていただきます。

その前に、ことは今までに境町の多くの大きなイベントがありました。3月には町民の多くが待ち望んだ圏央道古河インターチェンジの開通にあわせてのプレイベントや、4月には第13回菜の花フェスティバルでは約2万人の方が境町に来町されたと。また5月には、1町4村が合併し60周年という節目の記念式典、次に第30回を迎えたさかいふるさとまつりでは、芸能人も多数参加しての自作いかだレースや、多くの方々から2,000万円を超える協賛金による1万1,000発の花火大会など、多くのイベントが盛大に開催され、全てにおいて大盛況で終了されたことに対しまして、町長を初め全職員の皆様や各イベントの実行委員の皆様方には深く敬意をあらわすとともに、感謝を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。

今回の一般質問は、私も監査委員をお世話になっていましたので、事情がございまして5月をもって辞退することになりました。そのようなこともありまして、久しぶりの一般質問でございます。何かと執行部初め皆さんにはご迷惑をかけることもあるかと思いますが、ご理解をいただきたいと思えます。

それでは、3項目5点につきまして質問をさせていただきます。

1項目の太陽光発電事業についてお聞きしたいと思います。昨年8月に、財源確保対策として全額町が出資をした茨城さかいソーラー株式会社を設立いたしました。この会社につきましては、今まで何回か全員協議会のほうで報告がありましたが、より一層詳しくこれまでの経過をあわせ、事業内容及び進捗状況について答弁をお願いしたいと思います。

2項目めとしまして、職員の管理について質問いたします。

1点目は、現在の職員数並びに非常勤職員数は何名かということでございます。実は、役場内やいろいろ見ますと、OBの方が多数顔ぶれが目につくところでございますので、この質問をどのような事情でという形で質問させていただきました。

2点目は、先ほどと同じような内容にはなりますが、職員数の削減により町民に対してのサービス低下にならないかであります。平成26年度で定年退職者5名、自己都合等による退職者が7名、さら

に再任用者8名を含め20名の方が退職するという報告がありました。一度に20名の方が退職したことは異例のことではないかと思しますので、その点についても質問させていただきます。

最後になります。環境問題について質問いたします。

1点目は、最近、町内3カ所、森戸小学校付近が1カ所、新古河変電所南側、あと3カ所目は栗山地内でございます。そこに積まれた建設残土についてお伺いいたします。私もこの残土につきましては、関係者の方から役所への手続もしてあるし、使い道は圏央道の盛土に使用すると聞いておりますが、現在は持ち出す気配が一向に見られません。なおさら山の大きさがどんどん入っているような状態でございます。そこで、今までの経過と現状についてお聞きします。

2点目は、大型車両による町道破損についてお聞きします。この建設残土を運ぶのに、車両は私もいろいろな方に聞いていますが、満載に積んだ場合には重量は推定で40トンから50トンになると言われています。私も道路の現状が余りにもひどい状況なので、先日、議員の皆さんにも、時間のとれる方はぜひ現場を見てくださというような形でごらんいただいております。このままでいくと、本当に最終的には町の大きな出費になりかねないと思い、ここで改めて質問させていただきました。

以上で1回目の質問を終わります。今回は、午後から、今度は午前中とはまた顔ぶれが全然違って、女たちからがらっと男たちが多いような状態でございます。たくさんの傍聴者の方にわかりやすい答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 最初に、太陽光発電事業についての質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

〔町長 橋本正裕君登壇〕

○町長（橋本正裕君） それでは、木村議員の1項目め、太陽光発電事業についての茨城さかいソーラー株式会社の現状についてのご質問についてであります。まず質問にお答えをする前に、議員ご承知のとおり、さかいソーラー株式会社は外部セクターという形をとっております。本来ならば西南広域市町村圏事務組合やさしま環境管理事務組合と同じ一般質問にはなじまない質問という形なのですが、議会で損失補償の議決をいただいているというような観点から、関連ということで回答させていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず初めに、これまでの経過であります。太陽光発電事業につきましては、平成24年7月1日より電気事業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による再生可能エネルギーの固定買取制度がスタートしたことを契機に、全国的にも公共施設などの太陽光発電事業が推進されており、皆様もご承知のとおり、境町の財政は茨城県内44市町村中44位と最下位の将来負担比率や、10年間右肩上がりの町の借金など、合併破綻後、町の財政は悪化の一途をたどっており、行財政改革や支出の削減という方法では限界に来ていると判断をし、町へ収入をもたらす別の財源を確保するという観点から、さかいソーラー株式会社を設立させていただいたところでございます。

また、設立に際しまして、茨城県美浦村など成功事例を参考にさせていただき、美浦村では年間

3,200万円の収入、20年では6億4,000万円の収入が村に入ってくるということであります。当町の状況につきましては、昨年12月1日から鋭意事業所の施工をしているわけですが、東京電力への接続時期が課題となっております。来月10月には、ほぼ全てのソーラー発電が売電に移る予定となっております。ほぼと申し上げましたのは、さしま環境センターの事業所だけが250キロと大型設備のため、来年の8月の接続となる見込みだということを報告を受けておりますので、ほぼと話をいたしました。

財源の内訳にいたしましては、ウェルシア創業家であります鈴木様からの寄附金5,000万円、こちらについては、この5,000万円で松岡町のカスミの上にソーラー発電をして、そのお金で教育とかに役立てていただきたいと、それは鈴木様からのご要望がありましたので、そのような形で実施をさせていただいているところであります。そして、常陽銀行からの借入金4億7,400万円、こちらについては利率を各行から取り寄せまして、0.85%という利率でやらせていただいておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

基本的には、先ほど町の100%出資とありましたが、町の持ち出しはほぼないと。会社設立のときに10万円ありましたけれども、基本的には町の持ち出しはほぼないというのが現状でありますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、20年間の売電収入は10億7,000万円を見込んでおり、返済等も含め町に入る財政効果は5億円を超えると予測をしております。現在の状況は、順次接続稼働といった状況で、30カ所ほどが通電をしており、売電収入は今のところまだ1,030万円ほどとなっておりますが、年度末には3,000万円程度にはふえてくる見込みとなっておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。基本的に売電事業は順調に進んでおり、事業が完了時には議会の皆様に売電状況など詳しく報告をさせていただこうと考えておりましたので、ご理解のほどをよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） 中身の質問に入る前に、先ほど町長のほうから第三セクターというような形で一般質問にはなじまないという言葉がございました。木村さんもご存じのようだという言葉もありまして、なじまないという話がございましたが、私はこの件に関しては議長の許可をいただいて一般質問をやっているわけでございます。ましてさしま環境や西南広域事務組合と同じような団体だと、それに対して質問はいかなものかというようなお話がございましたが、私はそのさしま環境とか西南広域とはまた全然違う団体だと私は思うのです。

というのは、さしま環境2市2町とか、西南広域の場合は4市3町ぐらいで、議会も代表で選出されて、事務組合議会があって、管理者とその議会のやりとりの中でやっている。さしま環境も同じです。これは皆さん、今、傍聴者の方にも本当に聞いていただきたいです。そのやつと同じ感覚でいるという執行部のほうの考えが、ちょっと私はおかしいのではないかとということでございます。この件に関しましては、本当に一般質問通告してから、その後間もなく議長の許可をいただいてから、ち

よって外郭団体のことになじまないのではないかというような外部の意見もございしますが、私は実にその一般質問通告をしてから今まで不愉快でなりません。町長から今の言葉をもらって、なお一層本当に不愉快になりました。何でそういうことなのかな。

いや、ちょっと待ってください。私は議員に与えられた、正直言ってこのソーラー株式会社の一般質問の通告をして、境町の町民に、皆さんに、こういうことを一般質問やりますよというような形の中で、何人からかいい質問だよと。木村さん、どんどんやってくれと。私たちも本当にある程度は知りたいのだというような話もあるのです。そういう中で、私は先ほど言ったように、さしま環境だ、西南広域事務組合と同じような外郭団体ということを、第三セクターであるからというような話にされるというのは、本当に不愉快でなりません。私は第三セクターというのは、官が管理をして、一番民に近い団体というようなこともわかっております。本当に官が管理をしているのですから、まして今回のやつは、境町がもう100%出資を、出資というよりも、先ほど町の持ち出しはないということがございましたが、やっぱり5,000万円の寄附をいただいて、それを出資をして、なおかつ足りないのは4億7,400万ですか、境町の損失補償の議決を議会もしているのです。町長が、これから、これだけ20年間で多くの収入が得られるのだと。財源確保なのだから、議会の皆さんというから、それで、ではわかったということでやったわけなのですから、この質問に対して何か、本当に今も町長に言われたのですけれども、本当になじまないというのはちょっとおかしいのではないかと私は思います。

実は、きのう全協の中で皆さんに聞いていただきました。一般質問の通告をしてから、私はこういう思いをしたのだと。これは議会の皆さん、どう思いますかと。いや、それは木村さん、これは町が100%出資をしている団体であるので、さしま環境とか西南広域とは、外郭団体とはまた別だよ。これは我々が知って、町民の方に報告もするのは、それは当然の義務であるということを大半の議会の方も正直言ってご理解いただいているというような形なので、先ほどのなじまないとかという話は、ちょっと私には本当に理解できません。そこのところ町長、よろしくお願いします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、木村議員さんのご質問にお答えをします。

基本的に一般質問になじまないというのは、県と協議して、そういったことは、例えば外郭団体の会社に、民間の会社に対しての質問とかというのはできるのかといたら、それは意外になじまない。では、何かあるかといって、例えば総括質疑とか、それから全協とか、そういった場で我々は幾らでも説明すると。説明をしないと言っているわけではないです。ここが、まずのポイントの違いでありまして、我々は説明しますよと。説明しますよと言っている中で、木村議員もご承知のとおり、その全般的な、要は法律上とか、それから制度上とか、その申し込み上のいうところでなじまないという問題になってしまっただけで、我々町としても答えないと、説明しないというわけではなかつ

たので、こういう話もしたと思います。ぜひ総括質疑でも、そういうときがちゃんとあり、一般質問が終わったら総括ですから、そこでやっていただくならいいですよとか、そういった話が多分あったのだと思います。そこは事務局側で全部打ち合わせしました、僕ではなくて。

僕は、こういう話ししました。ここにも書いてありますとおり、木村議員の話をそのままいけば、ここで僕は回答していないはずですが、今の話でいけば。だけれども、そうではないと。私、ここに書いてあるとおり、議会で損失補償の議決いただいていますから、関連ということでやらせてもらいますという話しているのです。なので、町側は答えないということではなくて、場所的にテクニク的な、要は法律上のところで、若干そこではないみたいですよということを話をただけでありますので、それは県とも確認していますから、だからそれをお話ただけなので、我々はどこでも聞いてください。要は一般質問ではなくても、聞ける場所はあるので、そこでどんどんやります。全協だっていいですよ。読んでいただいて、ぜひ全部説明しますよという話を僕はしておりましたので、その辺はもし伝わっていなかったのであれば説明不足だということもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉持 功君） 木村議員。

○13番（木村信一君） 今の町長のほうから法的に問題とか、テクニクの問題とかいろいろあった。私も法律的にはうといけれども、ただ私は、これは大きな町の問題でもあるし、議会でいろいろ詳しく知っておくのは当然だということで、あえてこれ質問に入れさせてもらいました。これはなじむなじまないでやっていたのでは時間をもったいないですから、これは、その話は後でまた話をしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、最初に、この会社の関係についてご質問します。今回も町長を初め、町長が代表取締役、当時の副町長、議会から一人、野口さん、商工会の会長、また監査委員の方、監査委員も役員になっていますよね。

〔「産建」と言う者あり〕

○13番（木村信一君） 産建。名前言うのはちょっとあれかなと思ったので、議会から1人と言った。そういう形になっているかと思うのですけれども、これ会社だということとなれば、報酬とかいうやつはどのような形になっているか。

それと、幾つも細かくやるよりは、ちょっと2点ぐらい質問させていただきます。といいますのは、役員が今先ほど言った5名の中で、3名がかわっているのです。当時の副町長もかわっている。議員の産建の常任委員長もかわっている。なおかつ、鈴木さんという監査委員、名前言っては、監査委員の方も今回の定例会で、恐らくきのうですか、全会一致で決まったというような形になります。これはそういう場合には、役員がころころかわるのかということは、これが今後20年も、売電がこの後また詳しく質問したりすると思いたいのですけれども、それに関してかわったときにはどのように措置をするか、それをお願いしたいと思います。

もう一つ、これはソーラー株式会社の定款をちょっと議会のほうにも配っていただいて、その中でちょっと気になったところがあるのですけれども、先ほどの報酬とかいろんな、それにも関連するのですけれども、第6章で第36条にあるのですけれども、剰余金の配当とかあるのです。町長見ていないですか。

〔「見ました」と言う者あり〕

○13番（木村信一君） それで、第37条には中間配当とあるのです。ここのところをちょっと私どういふふうに理解すればいいのかなと思ったので、最初は3点。町長、済みません。時間がちょっとないので、簡潔にお願いします。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、手短かに話させていただきますと、基本的に報酬は最初決めたのですけれども、ゼロでございます。最初に幾らかと決めたのだけれども、結局町がやっているのだからどうだろうなという話の中で、まだ売電も全部設置できていませんし、そういった中で全員ゼロでやらせていただいているというのが1つでございます。

それともう一つは、役員が変わるのかということで、本当はかえなくてはならないと思うのです。例えば、充て職だとすれば、幾ら民間であっても充て職ならば。だけれども、かえるのに法務局へ行って登記しなくてはならないです。お金がかかるものですから、もう少しちゃんと売電が、だから来月10月の半ば過ぎに大体ほぼなりますので、そのときにかえようと思っていましたので、逆に議員さんのほうで今かえろというのだったら、今すぐそれはかえるように指示は出しますので、お願いをしたいと思います。

それと、定款については、基本的には収入は全部、売り上げの上がったやつは町に最後寄附してしまおうという形にしているのだからあれなのですけれども、ちょっと細かくは課長のほうから説明させていただきます。

○議長（倉持 功君） 参事兼企画経営課長。

○参事兼企画経営課長（島根行雄君） それでは、木村議員さんのご質問にお答えをいたします。

配当に関する条文でございます。これ36条、37条、38条でございます。剰余金の配当、中間配当、配当金の除斥期間でございます。この剰余金の取り扱いにつきましては、株主に対して支払うものがあります。この茨城さかいソーラー株式会社の株主につきましては、境町だけでございます。この剰余金の取り扱いにつきましては、専門家、税理士に相談した結果、配当とした場合、税金等が発生をいたします。したがって、先ほど町長が申し上げましたように、町への寄附金であれば経費扱いということでございましたので、株主への配当はいたしませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） 今の36, 37, 38の配当金のほうなのですけれども、ではこれは町に残ったやつが入るといふふうな形で、簡単に言えば。

〔「配当だと税金かかっちゃうんで」と言う者あり〕

○13番（木村信一君） 町のほうへ裏から入れるというともた問題ですけれども、そういう形だね。

先ほど会社の役員の報酬なのですけれども、私、これだけの大きな事業をやっているとすれば、正直、これは日当制みたいな形で、無報酬というのもしかたかなと思って、いや、私個人です。これが日当制、1回出れば10万とか20万とか、そういうものではなく、もう常識的な日当制ぐらいはいいのかなという形で私は今感じました。そういうようなことで、会社の関係はそれで終わらせていただきます。

次に、いろいろ私もこの質問をするのに、会社をやって、その次にやらないといろいろ傍聴者の方が本当にこんがらがってしまうのではないかなということで、正直言って私もこれちょっと頭をひねりました。次の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど、損失補償が境町でも4億7,400万円です。議決をいたしました。町が保証人になるから、銀行の方がお金貸してくださいよというような形で借りていることをございます。そのお金を借りるにしても、やっぱり事業計画なんかもちゃんと立ててやっていることであると思います。その事業計画などもざっくりで結構だとは思うのですけれども、ある程度傍聴者にもわかるような形で、ちょっと私もそのところは興味がありますので、答弁を願いたいと思います。

もう一つ、これは20年ぐらいの契約で、そのパネルですか、耐用年数と、よく近所でもいろいろやっている方がいますので聞くのですけれども、一口に20年と。その後、それ売電も全然できなくなってしまうのかどうなのかもちょっと誰もが知りたいところなので、済みませんが、よろしく願います。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、手短に木村議員さんのご質問にお答えしますが、基本的に事業計画がきちんとありまして、前に多分議会でも報告、全協でやったかな。

〔「全協では」と言う者あり〕

○町長（橋本正裕君） ではやっていない。ありまして、それでもう売電の計画とか全部あります。実際に10月、これやっぱり東電さんがつないでくれると言ってから、全国的に町の状況で、それでも境町は実は早くつないでいただいている状況であります。10月半ば、来月半ばから夏までには、ほぼほとんどのことが来ますので、そうすると月当たりの幾ら売電が入ってきて、返済が幾らで、それも全部わかるようになりますので、そうしましたら議会のほうに報告させていただきますとともに、広報紙等でもお知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それともう一つは、基本的には平地は少ないのです。給食センターの裏とか、塚崎の公民館の跡地とかはありますけれども、ほとんどが屋根の上に乗っております。小学校とか、それから町営住宅、

それからそういう体育館等の屋根の上にほとんどが乗っております。実際に太陽光パネルは、見るとでっかく見えるではないですか。風の被害なんかでパネルを見ていただくと、実はあれ全部ほかは架台であって、べらっと1枚の紙みたいな、巻けるような、それが全部並べてあるのです。ですので、例えば木村さん、いつもお聞きになるのですが、20年後、もしではリサイクルとか廃棄のときにどうするのだという、今の数で言うと、例えばこんなに広くなくても全部おさまってしまう。要は重ねてしまうと。おさまってしまうぐらいのパネルの数でありますということが1つ。

もう一つは、今、そのパネルの耐用年数で大体言われてきたのは、多分二、三十年ぐらいまでは売電できるのではないかと、要は使えるのではないかなという話も出てきてはおりますが、やはり20年使ったパネルというのが、今のところLEDと一緒に結果がまだ出ていませんのであれですけども、基本的には20年は、補償が20年です。20年の間に何かがあったらとか、例えば損害を受けたとか、それが保険とか、それが大型施設の場合20年という、個別の個人の施設は10年ですよ。だから今、20年間は基本的に売電価格が決まっていて、その金額は入ってくるというのが、もう決められているのが20年です。そこから先については、基本的に何も壊れなかつたりすれば、もうずっとそれは逆に得をしていく。

そこで、例えば風被害、台風被害とか、竜巻被害に遭ったら補償はきかないですけども、実際にもとは10年ほどでまずとれるというところでありますので、基本的にはまちの財源としてはいいことではありますけれども、先ほど言われたように、やっぱり環境問題でその後大丈夫かというのがあるでしょうから、その辺は全国的にもやっているの、ぜひもうちょっと研究をして、ではみんなはどう考えているのかと。例えば、終わった後にリサイクルできる技術ができそうなのか、それとも何か利用するのかとか、廃棄しなくてはならないのかとか、そういった部分についてはやりながら調査研究をしていきたいと思っておりますし、もしそういったところでどこか行ったりとか、講師来たときには、ぜひ議会の皆様も一緒に出ていただいて、勉強していただくような会をつくりたいなというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁の対して、質問はございますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） 次に、その処理方法はどのようにするのだという質問をやろうかなと思ったのですが、同時に答弁いただいたということで。

先ほど、最初の事業計画、これはちゃんと今現在のやつを途中の工事もあるというようなことありますので、できたら全て完了して接続できたら、やっぱりさっき町長が言ったように、議会はもちろんのこと、町民の方にもこういうことでやっていますよということを一いち早くお知らせ版で流していただきたいと思ひます。箇所数も、町内34カ所というような話も聞いておりますので、私もどここと、どこだなんて聞いても、34カ所では覚え切れないので、この容量とか、やっぱり事業費とか返済、その事業計画をちゃんと後で出すようにしていただきたいと思ひます。

それともう一つ、先ほどこれは、一番私も町長が株式会社を設立するということにも、ちょっと全協のほうでも話したかと思うのですけれども、太陽光パネルのごみです。これは産業廃棄物というような形で、本当に当時は、中にはいろんな薬品が入っていて処理するのに大変なのだよと、大変になるのではないかというような話をいっぱいいろいろ聞いていたもので、正直これから20年、25年後、ここにいる方は、ほとんどちょっとここにはいる人は少ないのではないかと思うのですけれども、だけれどもやっぱり町でこれだけ34カ所もやっているやつが、子供、孫に厄介なお荷物になるようでは、本当にこれは当時の執行部、議会何やっていたのだと。議事録でどんな議論したのだから見てみるべと言われたときに、何のあれもなかったというのでも、これは本当に議会としても、そういうこともありましたので、私もあえて質問させていただいたわけでございます。

では、事業計画書の事業報告書というか、それはでき次第に議員並びに全戸配布というようなことで明確にお願いしたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1つ目の質問は終わります。

○議長（倉持 功君） これで太陽光発電事業についての質問を終わります。

次に、職員管理についての質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 信田好則君登壇〕

○副町長（信田好則君） それでは、木村議員さんの2項目め、職員の管理についてお答えをいたします。

まず1点目の回答の前に、町長町政報告でもありましたとおり、当町といたしましては職員を育てるということにも力を入れております。昨年度から古河市との2名の職員の相互交流を始めました。今年度は新たに2名の職員を県に出向させております。そして、逆に私、そして教育長、建設農政部長が県から来てお世話になっておるところでございます。

そのような中、1点目、現在の職員数及び非常勤職員数は何名かのご質問にお答えをさせていただきます。平成27年4月1日付職員数は218名でありましたが、結婚、それから転職で6月に2名の職員が退職いたしました。現在、216名となっております。また、非常勤職員の数、9月1日現在120名となっております。他の市町村では、人件費を削減するために臨時職員が、正職員、臨時職員合わせた総数の約半数を占める自治体というのも出てきているというような報道もございます。また、経済環境の変化によりまして、新卒等が民間に流れるといった減少も出つつあります。

そのような中、当町においては、人員適正配置を目指し行政運営をしているところでございまして、町長の町政報告にもありましたとおり、IT情報業務の拡充や企画財政、経理部門の強化のために、10月1日付で専門職員の募集及び採用が実施されたところであります。また、本年6月、7月に追加で昇格・昇給人事が行われ、職員の給与も全体で約300万円ほど上がったところでございます。基本的考えとしては、人件費削減というよりは適材適所、定員の適正化、住民サービスの向上を目的にこ

れらを実施しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に2点目、職員数の削減により、町民に対してのサービス低下にならないのかとのお質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたとおり、基本的には人員の削減は町として考えておりません。ことし4月1日は7名の採用でございましたが、採用基準に達する職員がいれば、もう少し採用する予定でございました。また、今回の10月1日採用につきましても応募総数84名、採用内定3名という状況であります。基準に近い受験者に対して専門採用の2次試験を今月中に実施しまして、結果がよければ、また追加で採用するつもりであります。

そして、このほかに観光協会の職員として事務局長に筑波銀行さんのほうから派遣していただいておりますし、それから町長からもございましたけれども、地域おこし協力隊として3人の採用を7月1日付でしたところでございます。境町のピーク人口は2万7,693人、9月1日現在の人口が2万4,598人でございます。290名いた職員が、現在は216名と合併破綻後の行政改革を推進してまいりましたが、当町の基本的考えは人員削減ということではなく、民間委託やPFIの活用、それから指定管理者制度の活用や広域連携などを活用し、住民福祉、住民サービスに支障がないというより、むしろ住民サービスがより向上するような事業展開を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、退職職員の雇用を積極的に実施させていただいておりますが、こちらについては全く行政事務も知らない臨時職員を雇用して従事していただくよりも、日給6,500円という給与で専門性を持った方に仕事に従事していただくことによって、職員の事務負担軽減や若い職員の育成、ひいては住民サービスの向上にもつながっていると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それと、その関連で、先ほど議員さんから平成26年度の、ことしの3月31日の退職者20名で大変多いというようなご指摘もございましたけれども、実は平成22年度から見ますと、平成22年度が19人、23年度が17人、24年度15人、25年度12人でございますので、ちょっと多目ではあったかもしれませんが、飛び抜けて多いということではないのかなと思っておりますので、ぜひご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） 先ほど1回目に20名と言いましたのは、私も下ってみました。19名という多いときもありました。だけれども、今回のことしやめた方は、勸奨でやめた方も結構、本当に次、部長級になるのかな、課長級も、その上に昇格で町のためにこれやっていたのかなというような形のメンバーが、私が思うのにです。そういう年齢の方が、突然やめられたと。どうしたのだいという形で、本当に私も個人的にも聞いたことあるのですけれども、気持ちは固まったと。それ以上はいろいろな事情があるかと思うのですけれども、本当に惜しかったなという気がしたので、これをちょ

っと入れさせてもらいました。

また、やはり先ほど臨時職員が120名と。これも私は先ほど聞いて、えっ、こんなにいたのかという感じで、ちょっといろんなところ、課を歩きますと、OBの誰々さん、いつからいるのですかという感じの人が何名もいるような形で、私は人手不足よりも、実務の経験者が、やっぱりそこで即やってもらったほうが、これは行政がアップするのは当然のことで、だけれども、それをいつまでやれるのかなというところがあるのです。そういうこともありまして、私は今回の質問をさせていただきました。

そうしたら、今回の、きのうの町長の9月の町政報告の中に、町の抱える大きな課題の一つとして職員を育てるということであると。いや、これは確かに私は職員は本当に町としては宝物というか、財産であると思うので、やっぱりそれをいいほうに伸ばすのも、平行線になるのも、これはトップの役目だと思いますので、これはやっぱり原因としまして、これちょっと読ませていただいたのですが、その間にグループ制にするか、係制にするかといったことが決定をされてなく、その間に係長、課長補佐、課長、部長と昇格年齢がどんどん遅くなったというのが原因の一つでもあるというようなことで、やっぱり原因を突きとめて、そういうことにならないようにこれから少しでも伸ばしていくというような考えで、どんどん誰でも全てがやりたいことを、いい方向に行くとは限らない。また、そこでやっぱりいろんな問題が起きてきますので、今現在、職員の中でもちょっと課長級のほうが休んでいるというような話も正直聞いて聞きます。

私、町民の方からも言われますからね、これは。これで役場の中、大丈夫なのというような話もされるのです。そのところを町長でも、副町長でも、どのように考えているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、木村議員さんのご質問にお答えをいたします。

本当に先ほど言ったように、普通の会社であれば、係長になるのに幾つぐらいでなるのか、35ぐらいでなりますか。あと40ぐらいでは補佐、40前後でなりますよね。45ぐらいでは課長になっていきますよね。それが境町の場合には47ぐらいになっても係長のままとか、あとは課長補佐になるのに53とか54ぐらい。55ぐらいで課長になってとかという形になってしまっていたのです。そうすると何が起きるかという、本来ならば課長補佐を5年ぐらいやれば課長職がわかるわけです。だけれども、境町はそれをやっていなかったがために、グループ制にするか、係制にするかをちょっと50年間全然決めていなかったの、やはり本当は係制にしていて、課長補佐がちゃんと各係にいて、それで課長がいて、課長は人の流れを全部手配するというか、人のコントロールをするというのが組織だと思っているのですけれども、うちの場合には課長補佐が3人いてしまったりとか、課長と同じ人が、課長と同じ参事という職が2人いたりとか、もう誰に聞いていいのだろうかとか、そういう組織自体がちょ

と滞っていたというのが一つあって、それでやはり係長を今回は、一番若くて37の係長を上げさせていただいたのと、51で課長に、これ一番若いですよ、51が。51の課長が一番若くて、あと補佐も46ぐらいで上げさせてもらったのかな、今回。これが普通の会社だったら、遅いというか、普通です。でも、役場は違ったのです。

なので、例えば課長で今、休まれている方とかいるのですけれども、そういった際に、これデリケートな問題なのでちょっと難しいですけれども、例えば補佐をやらずにやっても、いきなり課長になってしまったと。いきなり仕事がやれるかと言われてプレッシャーになってしまったとか、そういう形だったのです。だから、話聞きながら、いろんな話を聞いて、今大分復帰をしてきていただいているのですけれども、やはりそういった意味では、民間だと、多分民間の人はそんな見ないでいいのではないかと、やめてもらった方がいいのではないかなんて多分皆さん言われると思うのです。普通の民間では首だぞと。でも、そうではない。僕らは育てる。やはり今まで経験してきたことの中で、やったことがないからみんなわからないのです。今までやってきたことがない。

済みません。なので、一つずつ育てて教えていくことによって、今随分落ちついてきたかなというふうに思っていますので、ここ1年ぐらいで随分変わってくるかなというふうには思っていますので、その辺至らない点はたくさんありますけれども、ご理解をいただいて、行政運営していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） 町長の答弁、本当に職員の立場にも立ったり、いろいろ今まで反省するところは反省をして、やっぱりこれから伸ばすような形でぜひ+お願いしたいと思います。

それと、職員の管理のほうでもう一つ、これはちょっと時間も、メインの3点目をやろうかなと思ったので、ちょっとこれは、私、境町の事務分掌表を見て、参与というような形で2人の方いますよね。参与というような形、これはどういう立場であるのかなということなので、副町長、簡潔にお願いします。

○議長（倉持 功君） 副町長。

○副町長（信田好則君） それでは、木村議員さんのご質問にお答えをいたします。

参与につきましては、今現在、企業立地推進室と、あとまちづくり推進課に合計2人おりますけれども、境町参与の設置に関する規則という規則をことしの3月に制定しております。その中で職務としては、参与は町長が指定する町政の重要な施策に参画し、その処理に当たるということになってございまして、身分としては地方公務員法3条3項3号に規定する非常勤の特別職ということになってございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問ありますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） この件に関しては、また後でちょっと詳しく。

では、2つ目の2項目め終わります。

3項目め、答弁をお願いします。

○議長（倉持 功君） 次に、環境問題についての質問に対する答弁を求めます。

最初に、総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） それでは、木村議員の3項目め、環境問題についての1点目、庁内3カ所、森戸小学校付近、新古河変電所南側、栗山地内に積まれた建設残土についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の3カ所に堆積されております建設残土につきましては、これまでの経過について報告させていただきます。

まず初めに、森戸小学校北側の事案でございますが、昨年9月26日に付近の住民から残土が搬入されているとの通報により、担当職員が現地確認をしたところ、残土が搬入されている事実が判明したため、境町土砂等による土地の埋め立て、盛土及び堆積の規制に関する条例に抵触するおそれがあるため、早急に搬入を中止し、関係各課と協議を行うよう指導いたしました。搬入が継続されたため、県廃棄物対策課との協議を行い、防災安全課、県廃棄物対策課、県西県民センター及び警察署の立ち会いのもと、現地立入検査を実施し、簡易測量等を行った結果、条例で定める下限値の300平米を超えていることが確認され、許可が必要となるため、搬入を中止し、条例に基づいた申請を行うよう指導いたしました。

その後、関係書類が1部提出されましたが、書類等に不備があり、正式に申請を受け付けるまでには至っておりません。その間にも搬入が繰り返されたため、県や境警察署の協力を得ながら指導してまいりましたが、現在に至っているのが現状であります。

また、変電所南側と栗山の事案でございますが、昨年10月に地元住民の方から通報があり、残土搬入が発覚したため、森戸小学校北側の事案と同様に指導を行い、立入検査等を実施してまいりました。この時点では圏央道に搬入するための一時堆積であり、現在、土浦の常総国道事務所と協議を行っているとのことであったため、公共事業に使う場合は、境町土砂等による土地の埋立て及び盛土及びたい積の規制に関する条例第4条第1項第2号の規定に基づき、公共事業に関しては条例に該当しないため、それらを証明できる記載のある関係書類を提出するよう指導してまいりましたが、前事案同様に書類に不備があり、許可ができる状況ではありませんでした。

その後も搬入が続けられたため、県庁において県の廃棄物対策課と常総国道事務所を交え、同じ事案を抱えている坂東市の担当課とともに、今後の対応について協議を行ってまいりました。結果については、常総国道事務所では、基本的に民間からの搬入は考えていないが、業者や残土について問題

がないか再度調査を行うとの話がありましたが、7月15日に常総国道事務所から連絡があり、業者に不誠実な点があるため、残土を受け入れることはできないと業者に通知した旨の連絡がありましたので、業者に確認し、今後の対応について説明するよう通知し、協議を行った結果、残土については搬入先を早急に確保、搬出、破損した道路についても修繕を行うとのことで現在に至っているのが現状でございます。

今後におきましても、関係機関との連携を密にしながら、対応に当たっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） 次に、建設農政部長。

〔建設農政部長 小藺江 実君登壇〕

〔「課長、済みません。要点だけで結構ですので、お願いします」

と言う者あり〕

○建設農政部長（小藺江 実君） 続いて2点目、大型車両による町道破損についてとのご質問にお答えいたします。

町が管理いたします町道のうち、建設残土の搬入のために大型車両が通行したことにより、複数の町道で道路の破損箇所を確認しております。破損の要因といたしましては、規定以上の残土を積んだ大型車両の通行や残土の搬入先への出入りに際し、複数回やり返しを行ったことが考えられます。破損した道路の対応状況でございますが、境東部土地改良区内の鶴戸川に沿った町道2282号線につきましては、安全な通行を確保するため、道路が沈下し、段差の生じた箇所の補修を行い、緊急的な対応をしたところでございます。

また、同じ路線で路肩が崩壊した箇所については、バリケードを設置するとともに、幅員減少の看板を設置して注意喚起に努めるところでございます。当町といたしましては、早急な復旧に必要な箇所として復旧工事を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

また、これらの道路の破損箇所につきましては、残土搬入業者に再三にわたり道路の補修を要請しており、新古河変電所南側に位置します町道2568号線につきましては、一番ひどい箇所については業者にて補修工事が行われたところでありますので、ご報告いたします。今後とも防災担当や警察などの関係機関、地元の方々と連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問ございますか。

木村信一君。

○13番（木村信一君） この環境問題に関しては、きょうも多くの地元の方も見えております。本当に地元では困っています。幾ら毎日のように環境課へ電話して、本当によく動いてくれたのです。警察へも電話する。警察もある程度は文句言ってくれます。面倒くさいときは110番してしまうのですけれども、いや、そういう形で、本当にこちらはこういう違法車両が、こんな大っぴらに走っていて

いいのかというような形で、地元としても本当にこれは、私は環境問題はいろいろ昔からあれなのですけれども、一時落ちついて問題がなくなったなというところに、今度、圏央道の、そこへ盛土で使うのだというこの手法をうまく利用して、先ほど言ったように書類は全部不備だというような形で、その間にどんどん、どんどん持ってくると。1台にあれ30トン、40トン積んできますから、本当にもう一晩ででかい山になってしまうような状態なのです。あえて正直言って、地元と環境課だけではなく、境町ぐるみで本当にどうしようもないという形で騒がないと、これはおさまらないという形で地元の人たちも私は考えております。

それ以上に、先ほど建設部長が答弁いただいたように、道路の破損がすごいです。これは部長にもぜひ現場も見てくれということで、私も頼みました。議会の皆さんにも見ていただきました。すごいです。舗装道路が砂利道になってしまっています。そういうことを私が一般質問通告してから、その道路に関連して動きがあったというようなことをちょっと話聞いたのですけれども、環境課長あたり答弁願いたいと思うのですけれども、大丈夫ですか。

○議長（倉持 功君） それでは、防災安全課長。

○13番（木村信一君） 済みません。道路課等では建設、課長でも部長でもどちらでも結構です。

○議長（倉持 功君） それでは、部長のほうからお願いします。

○建設農政部長（小藺江 実君） ただいまの再質問にお答えします。

一般質問の通告後、新古河変電所南側の町道のほうで、ちょうど隅切りというか、カーブの部分になりますけれども、簡易ではありますけれども、合剤を、大型車が何回もカーブの関係で切り返したということで、道路の破損が一番ひどい箇所については行政のほうで、簡易な工事ではございますけれども、補修工事を実施したというところでございます。

町で補修した件に関しましても、ご報告させていただきますけれども、路肩が崩壊した場所については、バリケードの設置と幅員減少、それから出入りのところには大型車両のほうは通れませんというような注意喚起を促すような看板が設置してありますので、ご報告しておきます。

○議長（倉持 功君） 防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） それでは、私のほうから再質問に対しての補足をさせていただきます。

通告いただいた後の8月28日、早朝にまた搬入があったということで、地元の人から通報がありまして、早速警察署、担当職員、地元の方が現地に集まりまして、業者を交えまして、その時点で協議を行いました。その結果、今後、業者搬入を中止するというので、道路補修を完了した後に、警察等を交えてもう一度今後の状況について協議を行うということで、現在、その状況を見守っているところでございます。

また、再度搬入が継続された場合ということで、地元の方も大分心配されておりましたので、その後、早期に28日に境警察署に行きまして、交通課、取り締まり係と協議をいたしまして、今すぐに適

用できる法律等がないものですから、とりあえず過積載ということで道路交通法に基づいて再度搬入があった場合は、取り締まりを強化していただくということで警察と協議を行ってきたところでございます。今後におきましても、こうした問題、地元の方の情報提供とかご協力をいただかないとなかなか難しい問題でありますので、今後ともご協力いただけるようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（倉持 功君） それでは、木村信一君。

○13番（木村信一君） 点滅が始まりましたので、質問というよりは、この環境問題を本当に行政と地元と警察と、これは密に連携をとって、今まで以上に連携をとっていかなくてはならないのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、もう一つ、環境問題で境町には新しく副町長、教育長、建設部長が見えられて、今現在、境町には環境を守る会が4つござひます。話は聞いているかどうかわかりませんが、これは当時、今の橋本町長の前の偉大な橋本正士町長のほうから本当に理解をいただいて、あの当時は、では環境も地元でやれよと。やってもらえるのだったら補助金を出すよと。それでは頑張りましょうというようなことで、それからずっと続いているのです。そういう流れも新しく来られた方々にもぜひ頭に置いていただいて、これからこの問題をいろんな方面からやっていかなくてはならないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません。ちょっと長くなりました。答弁ありがとうございました。

○議長（倉持 功君） これで木村信一君の一般質問を終わります。